

IV 就労定着支援に係るQ&A

自治体職員や事業所等からよくある質問について、整理しています。今後の業務の参考にしてください。

(就労定着支援の基本報酬における就労定着率の算出方法について)

問 1 就労定着支援の基本報酬における就労定着率は、新規に指定を受けた日から1年間は推定値によることとなるが、指定を受けた日から1年間が経過した場合の取扱いはどうなるのか。

(回答)

1年間が経過した翌月からは、当該年度が終了するまで、新たに就労定着率を算出して報酬を算定する。

就労定着率の算定方法は、例えば、2018年10月1日から新たに就労定着支援を始めた場合には、2019年10月1日から新たに算出した就労定着率で報酬を算定することになる。

その際の就労定着率の算定方法は以下によることとし、2019年10月中の届出で2019年10月から新たな就労定着率での報酬を算定することができる。

- ① 2019年9月末から起算して就労定着支援を利用した総数を算出する。
- ② ①の就労定着支援を利用した総数のうち、2019年9月末日において就労が継続している者の総数を算出する。
- ③ ②÷①により就労定着率を算出する。

(就労定着支援の基本報酬における就労定着率の算出方法について)

問2 就労定着支援の基本報酬における就労定着率の算出方法について、利用期間が満了した利用者が、同年度内に退職した場合の取扱いはどうなるのか。

(回答)

就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者は就労が継続している者として取り扱うこととなるが、利用期間が満了した利用者が、同年度内に退職した場合には、就労定着率を算出する際の計算から除外して差し支えない。

具体的には、就労定着支援を利用した総数、就労が継続している者の総数それぞれから除外して計算してする。

(就労定着支援の基本報酬における利用者数、就労定着率等について)

問3 就労定着支援の基本報酬における利用者数・就労定着率、人員配置基準上の利用者数は新規指定の際どのように求めればよいか。

(回答)

以下の表のとおりとなる。

	指定から6月未満	指定から6月以上1年未満	指定から1年以上
報酬の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ○過去3年間の6月定着者×70% ○指定を受ける前月末から起算 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度途中で6月経過した場合は、直近6月の延べ利用者数÷6 ○年度またがる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に6月以上実績ある場合、直近6月の延べ利用者数÷6 ・前年度に6月以上実績ない場合、6月実績後に、直近6月の延べ利用者数÷6 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度途中で1年以上経過した場合は、直近1年間の延べ利用者数÷12
報酬の就労定着率	<ul style="list-style-type: none"> ○定着者÷過去3年間の就職者 ○指定を受ける前月末から起算 <p>※告示上、新規指定から1年間は推定数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○定着者÷過去3年間の就職者 <p>※告示上、新規指定から1年間は推定数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○年度途中は問1による。 ○年度またがる場合は、前年度末日から起算して過去3年間に利用者した総数のうち前年度末日における定着者割合
人員基準上の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ○過去3年間の6月定着者総数×70% ○指定の申請日から起算 <p>※これらにより難しい合理的な理由がある場合、他の適切な方法により利用者の数を推定（指定基準のみ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○年度途中で6月経過した場合は、直近6月の延べ利用者数÷6 ○年度またがる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に6月以上実績ある場合、直近6月の延べ利用者数÷6 ・前年度に6月以上実績ない場合、6月実績後に、直近6月の延べ利用者数÷6 <p>※これらにより難しい合理的な理由がある場合、他の適切な方法により利用者の数を推定（指定基準のみ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○年度途中で1年以上経過した場合は、直近1年間の延べ利用者数÷12 <p>※これらにより難しい合理的な理由がある場合、他の適切な方法により利用者の数を推定（指定基準のみ）</p>